

令和 5（2023）年度第 2 回みよし市介護保険運営審議会
地域包括支援センター運営協議会 会議録

附 属 機 関 等 の 名 称	令和 5（2023）年度第 2 回みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会		
開 催 日 時	令和 5（2023）年 8 月 29 日（火） 午前 10 時 30 分から正午まで		
開 催 場 所	みよし市役所 3 階研修室 4・5		
出 席 者	宮本会長、成瀬副会長、加藤委員、石川委員、新谷委員、長谷川委員、酒井委員、中村委員、柿木委員、長沼委員、鈴木委員、竹村委員 (事務局)岡田福祉部次長、杉浦長寿介護課長、押領司長寿介護課副主幹、森長寿介護課副主幹、木暮長寿介護課主任、近藤長寿介護課主任		
次 回 開 催 予 定 日	令和 5（2023）年 11 月 14 日（火）		
問 合 せ 先	長寿介護課 担当者名 森、押領司 電話番号 0 5 6 1－3 2－8 0 0 9 ファックス番号 0 5 6 1－3 4－3 3 8 8 choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下 欄 に 掲 載 す る も の	議事録全文	要約した理由	—
審 議 経 過	別紙のとおり		

令和 5(2023)年度第 2 回 みよし市介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会
会議録

日 時	令和 5 (2023) 年 8 月 29 日 (火) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 20 分まで
場 所	みよし市役所 3 階研修室 4 ・ 5
次 第	1 あいさつ 2 協議事項 (1) みよし市介護保険運営審議会 第 9 期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画骨子 (案) について (2) みよし市地域包括支援センター運営協議会 主任介護支援専門員の離職に伴うなかよし地域包括支援センター業務について 3 その他

【開会】

事務局

定刻になりましたので、ただいまから令和 5 年度第 2 回介護保険運営審議会を開催いたします。
はじめに、礼の交換をしたいと存じますので、ご起立をお願いします。

【一同礼】

ご着席ください。

本日、宇田哲也委員からご欠席との連絡を受けています。

本日のスケジュールは、お手元の次第に基づき進めさせていただきます。なお、本会議は一般公開とさせていただいておりますので、ご承知おきください。また、第 9 期計画策定業務委託の受注者であるジャパンインターナショナル総合研究所の担当者が同席しておりますので、ご承知おきください。

会に先立ちまして、宮本会長よりごあいさつをいただきたいと思います。

宮本会長

2 回目の審議会となります。前回から、私自身は、ADL が落ちてしまい、昨日も有料介護老人ホームの見学に行ってきました。福祉と医療の狭間として個人的にいろんなことを勉強させていただいていますが、自由に生きることと管理される、監視を受けるというか、要支援から要介護に移った場合に、外出をするときにヘルパーの介助が無ければ外出できないということを要介護では指示されると聞き、いろいろ遊びに行きたいと思ったら自分の体が落ちていて、管理されて外に出るのも仕方ないと思いつつ、老いるということの偽らざる現実と向き合っています。そういう中で介護保険に何を依頼し、自分自身がどう生きるかという点で、最後に勉強しなければと思うのは、スウェーデンの社会サービス法の 5 つの原則の 1 つである、自己決定尊重の原則を、施設においても地域においてもどう尊重できるかをテーマにしてやっていけたらと考え始めてい

ます。8期から9期に向けてそういうことが課題になるとは思いませんが、もしよかったらこの先どんな風に介護保険を我々の老後に生かしていけるか、共に考えていければと思います。本日は第9期に向けて骨格を描いていく会議になります。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、これより次第に従いまして議事に移らせていただきますが、まず始めに事前に配布させていただきましました資料の確認をさせていただきます。

本日の審議会資料は、事前に配布させていただいた資料1-1、1-2、1-3、第8期計画の概要版となります。また、本日追加資料を机上に1枚お配りしております。

それでは、議事進行につきましては、みよし市介護保険運営審議会要綱第5条の規定により、会長がその会議の議長となり、議事の進行を取り行うことになっておりますので、宮本会長、よろしくお願いいたします。

宮本会長

では、協議事項「第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画骨子（案）について」、初めに資料1-1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。まず、「資料1-1 第8期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画実績評価」をご覧ください。「評価」欄に○とあるものは計画目標を満たしていると評価したもの、「△」とあるものは一部達成したもの。未着手のものは「×」と記述しますが、今回は該当はありません。

重点目標1は、「地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化」です。取組事項①、「日常生活圏域に分割及び地域包括支援センターの整備」では、令和4年4月1日から、新たに「おかよし地域包括支援センター」を三好ヶ丘のカリヨンハウスに設置したことで、1圏域1センター体制を整備しました。取組事項②、「生活支援体制の整備」では、互助による生活支援サービスの創出のため、令和3年10月から、ごみ出し支援ボランティア「となりのみよしさん」の取組を開始しました。

重点目標2は、「認知症施策の推進」です。取組事項①、「認知症総合支援事業」では、「認知症初期集中支援チームの運用」、「認知症地域支援推進員の配置」、「認知症ケアパスの充実」、「認知症カフェの拡充」などに取組ました。取組事項②、「チームオレンジの構築」では、三好丘緑地域の住民が主体となり、「チームみどりんオレンジ」として、令和4年度に本市初の地域住民主体のチームが誕生しました。取組事項③、「認知症高齢者行方不明対策」では、認知症高齢者等あんしん補償事業の実施、みよし安心ネットによる行方不明者情報のメール配信などを実施しましたが、今後、ICTを活用した捜索や見守りなど、より効果的な事業の実施が必要とし、評価を「△」としました。

次に右側に移りまして、重点目標3は、「高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実」です。取組事項①、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」では、フレイル予防のため令和3年度か

ら通いの場の支援として、健康教育の実施機会の確保や体力測定機会の提供を行いました。また、低栄養状態にある人に対して個別に保健指導機会を提供しています。取組事項②、「地域リハビリテーション活動支援事業」では、令和３年度から事業を開始しましたが、コロナ禍で、派遣するリハビリ専門職の活動が制限され、事業を休止せざるを得ない状況であったためこちらも評価「△」としています。

重点目標４は「介護人材の確保及び育成」です。取組事項①、「介護人材育成等支援事業」では介護職員初任者研修、生活援助従事者研修への補助に加え、令和３年度から訪問看護師等育成研修、令和４年度からは介護支援専門員実務研修へも補助を拡充しました。また令和５年度から、事業所が従業者に対して実施する人材育成のための補助制度に対して、事業所ごとに補助を行う「福祉事業所人材育成等支援事業補助金」を新設しました。取組事項②、「介護従事者等への研修体制の構築」では、ケアマネジャー連絡会における研修会を実施し、地域包括支援センター全体でケアマネジャーの支援を実施しました。

以上で説明とさせていただきます。

宮本会長

ただいまの事務局の説明に対して何かご意見はありますか。

成瀬委員

重点目標３の地域リハビリテーション活動支援事業が△になっていますが、これは×ではないですか。数値目標がここに示されていないのでわかりませんが、病院でもいろんな評価をしている中で、目標の５０％を達成していないものは全て×となっています。そのあたりは今後の問題でもあります、どうでしょうか。

事務局

地域リハビリテーションの評価が×ではないかというご指摘ですが、第８期の計画策定時に具体的な数値目標が設定されていなかったため、実際の活動がどれだけできたという評価がしにくい計画になっていたことがあります。やったかやらなかったかと言えばやっていないわけではないので×ともしがたいところです。９期の計画策定にあたっては評価をしっかりとできるものにしなければと思います。

成瀬委員

外的要因でこうなったので、取り繕う必要はないと思います。内部でやるべきことをサボったなら問題ですが、実質出来なかったわけですね。一部は努力したことを評価して△ということですが、施策全体としてはそうは思えないです。

宮本会長

表現上の問題なのか、実態の問題なのか、表現上の問題のような気がします。行政として体裁を繕う必要があるのでしょうか。

事務局

×をつけたくないということがあるわけではありませので、×としても問題はありません。

会長

委員会として×は忍びないということがあるでしょうか。△にするか、×にするか。

酒井委員

県や国に対して、×になると何かあるということはないでしょうか。数値目標が無いということは今後検討していくということでしょうか。影響がなければ×でもいいし、外的要因ということでもあります。

宮本委員

それでは最終の評価は事務局に任せたいと思います。他にご意見などありますか。

長谷川委員

資料 1-1 の取組事項 7 ですが、概要版に出ている具体的な取組として、重点目標 1 だと 5 項目上がっていますが、この資料 1 だと 2 項目です。計画の体系に示されているものの評価はどのようにされているのでしょうか。

会長

重点目標に掲げられている項目が食い違うということでしょうか。

長谷川委員

概要版で具体的取組に上がっているものの一部が資料で評価されています。

事務局

概要版 2 ページに具体的な取組を含む全体像が描かれていますが、今回評価しているのは 3 ～ 4 ページで計画の重点目標に着目して、重点目標に対する評価として取組を評価しています。ですので、計画の体系に基づく評価ではないということです。

長谷川委員

計画の体系と重点目標の関係はどうなっているのでしょうか。

事務局

計画の体系の基本項目の中で、特に重点目標とするものをピックアップして赤字で記載しており、その部分について評価をしております。

宮本会長

計画の体系の中でどこに重点を置いて評価したか、という抜出型の表になっているという理解でいいでしょうか。この間、8期の計画としてここに重点を置いてやっているということが浮き彫りになればよいという理解でいいですね。資料の出し方として問題はないと思いますので、そのほかに何かあるでしょうか。

新谷委員

実績のことですが、先ほど成瀬先生から重点目標3－2についてのご指摘がありましたが、重点目標1－2の生活支援体制で、となりのみよしさんをスタートしたとか、いろんな拡充をしたということがありますが、もう少し数字で、どのくらいの利用やボランティア活動があったのか、といったどういう数字が実際にあったかということがないと、始めたけれども結局どうだったかというところで、実績として実施はしたけれど評価としては課題が残った、それを検討して9期につなげるという重点目標の連続性にもつながると思いますので、もう少し開始したということだけではなく、それでどうだったという実績の数値的なものを載せていただいた方が、内容を確認しやすいと思います。

会長

取り組んだということではなく、どんな実績を得たかを書くべきで、その上での評価をすべきということですね。成果がなかったということを隠そうとするわけではないでしょうが。

新谷委員

成果をきちんと評価する上でもどうだったということで、審議会で審議する上でも状況がわからないと審議のしようがないと思います。

会長

ここでの記述の中で、特にここはどのように描けるはずだというご指摘はあるでしょうか。

新谷委員

例えば重点目標3－1の高齢者の保険事業でも、健康教室の実施機会の確保や体力測定機械の提供を行ったとありますが、実際にどういう場でどれくらいの機会になったのか、体力測定機械はどこが提供したのか、重点目標4－1の介護人材の育成についても、研修を拡充したとか、こういう人材育成支援事業の補助金を新設したという文言はありますが、その補助金を8期の中でどのくらい活用されたのかと言ったことがないので。

会長

ここは概括表なので、そこまで踏み込むと膨大な量になるということも考えられますが、その上で実績の概括的な評価という記述になったということで事務局では書かれていると思いますが、

具体的な数字は次の資料に基づいて具体的に書いていただいているということでしょうか。

事務局

数値的な部分はこれまでも弱いところがあり、8期の実績等については大枠の実績のご説明にとどめましたが、計画の数字を立てる時には実績から目標を定めたものを記載しますので、ご審議いただけるよう数値も出していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

会長

私の理解としては、実績で細かい数字を挙げて評価をする必要ではなく、他のところでフォローアップすればよい、そうしなければ膨れ上がってしまいますので、骨子を理解するための表としてはこのままでよいのではと思います。

成瀬委員

次の計画をどうするかという議論ですので、これだけで判断するのは無理だと思います。次回くらいから1つの項目に対して1つの簡潔な表やグラフを挙げていただいて、この施策では予算を豊富に使ったけれども何人が受講したといったまとめのサマリーが添付資料としてついていると次からはいいと思います。今回はないので精査しようがないですので、次からはそのようにしてもらいたいと思います。9期の計画を立てる時に、何を指標とするかをほぼ決めておいて、こんな風に達成できましたという表現をすれば図だけを見ればわかると思うので、よろしくお願いします。

会長

数値を出してすべてを語るのではなく、代表的なものが示されればというご意見だと思いますので、努力して具体的なもので全体を表現する、代表的なものを示しながら実績を示すようにしてください。

重点目標に関してさらにご質問が無ければ次に進みますがよろしいでしょうか。それでは続いて資料1-2、1-3について、事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして、計画案の説明をさせていただきます。まず資料1-2をご覧ください。

一番左の「現行計画（8期）の体系」につきましては現行計画の体系を掲載しています。次に2列目「第9期計画に向けた国指針のポイント各種統計データの状況」です。計画策定のポイントとなる国指針のポイントと各種データを掲載しております。前回の第1回審議会で、さらに詳細なものについて説明させていただきましたのでここでの説明は割愛させていただきます。次に3列目「アンケート調査等からみた現状」です。昨年度実施したアンケート調査の特徴から読み取った主なポイントを掲載しております。こちらについても前回の第1会議で詳しく説明させていただきましたのでここでの説明は省略させていただきます。

続いて右側、「新計画の体系骨子」です。第9期計画では、今後更なる高齢化の進展により複雑

化・複合化した地域問題への対応が求められることが想定されております。地域共生社会の実現のためには中長期的な見通しの下で市全体の地域包括ケアシステムをより一層深化させる必要があると考え、基本目標と基本的施策については第8期計画を踏襲しています。国の改定ポイントなどの内容を考慮し、より推進していく方向性で提案させていただいております。

9期計画の見直しのポイントの列には、先ほど説明を省略しました国の指針と本市のアンケート結果から読み取った特徴や課題を、見直しのポイントとして整理したものを掲載しております。

【基本目標1 安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり】では、見直しのポイントとして、地域活動の縮小傾向に対応した取組や、地域共生社会づくりに向けた住民主体の活動の活性化の必要性、交流減少がフレイルにつながり、要介護リスクの上昇を防ぐ取組が必要となっていること、アフターコロナの交流や地域活動の回復傾向について注視をしながら、感染症対策と両立させた活動の活性化を図っていくこと、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を見据えた権利擁護の体制確保、自家用車での移動手段のない人に対する移動支援、を挙げております。

次に、【基本目標2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実】では、見直しのポイントとして、令和7年には団塊の世代が全て75歳以上となるなど、高齢者の年齢構成が全体的に上昇し、要介護リスクを有する人が増加することを踏まえた介護予防の充実の必要性、ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、相互扶助の関係づくりに向けた取組が求められること、ひとり暮らしや要介護等の支援を必要とする高齢者の増加を踏まえた生活支援サービスの充実、今後推進していく包括支援センターと市民病院との連携強化や、みなよし包括支援センターの民間委託の取組を踏まえ、「在宅医療と介護連携の推進」を新たに重点項目に追加すること、令和5年公布の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念である共生社会の実現を促進すること、をポイントとして挙げております。

【基本目標3 介護保険サービスの安定と充実】では、介護保険全体を通じて、中長期的な介護ニーズの増加の見通しを推計するとともに、ニーズに対応できるサービス量の確保に向けた取組が課題であること、在宅介護を支えるサービスの充実や医療・介護連携のさらなる推進、高齢化の上昇と生産年齢人口の減少を踏まえた介護人材の確保と育成の取組について、基礎自治体としての取組の検討や県・事業所との連携、給付費適正化主要5事業の3事業への再編やDXの活用など、国の制度・事業に対応した取組の見直し、を挙げております。

これらのポイントを踏まえまして、右の基本項目の列に第9期計画の体系骨子を掲載しました。8期計画からの変更点は、1-1在宅福祉サービスの充実を「高齢者福祉サービスの充実」に変更。1-2社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりを「社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや就労支援等の促進」に変更。2-3在宅医療と介護連携の推進を重点項目に追加したこと。以上の3点が変更点となっています。

また、資料1-3「計画の体系と具体的な取り組み（案）」には、それぞれの基本項目に対しての具体的な取組を事務局で「案」として記載させていただいております。今回、事務局で加えた「具体的な取り組み（案）」としては、2-1重点目標1の「⑦重層的支援体制整備事業モデル事業の実施」と「⑧在宅医療介護連携強化に伴うみなよし地域包括支援センターの民営化」、2-2重点目標2の「⑦当事者の声を施策に反映させる仕組みづくり」、2-3重点目標3の「③市内全域を担当する在宅医療介護連携推進員の配置」と「④みよし市エンディングノートを活用した人

生会議の普及。これらを事務局の提案として加えております。他にも記述した方が良いものや、役割を終えたのではないかという理由で削除しても良いと思うものなど、ご意見やアイデアをいただき、素案に盛り込んでいければと思いますのでご意見をいただければと思います。

以上で、説明を終わります。

宮本会長

ただいまの説明について何かご意見・ご質問はありますか。

成瀬委員

資料1-2の基本目標1ですが、高齢者福祉サービスというのは極めて漠然としたタイトルに変更したということですが、これだと当たり前のことになってしまって先が見にくいと思います。基本目標2や3にあるように、どう見ても介護人材を確保するのが極めて困難になってくると思います。そうすると、どこまで一番ベッド数の多い在宅での支援をやっていって、限られた介護人材で支えていくかが、ちょっと漠然とするように思うのが1つです。2点目は先ほど宮本会長がおっしゃったように、医療も介護施設もそうだと思いますが、我々の都合で書かれたプロジェクトなのですね。高齢者の自己決定権の問題が、認知症の施策を決めていくにあたって、認知症の人の思いもその中に取り入れるということを厚労省は言っており、そのあたりをどこに入れるかと。1-3の高齢者の権利擁護とありますが、権利擁護と言うより自己決定権の尊重という先生のご指摘が欠けているというのがその通りだと思いますので、難しいところもあります。ゴミ屋敷が自己決定権と言われても社会との折り合いもあります。ある部分は本人が幸せに暮らすことがポイントなので、我々とその方とのお話ということになるでしょうが、その2点をお願いします。

宮本委員

難しいかもしれませんが、具体的にいかがですか。

事務局

高齢者の自己決定権の話については、基本項目に掲げた中では会長のご指摘のように読み取れるものが無い状態ですが、資料1-3の2-2の認知症施策の推進の⑦で、当事者の声を施策に反映させる仕組みづくりと言うところで、高齢者の自己決定に関わる意見を取り入れていこうという施策であり、事務局の案としては具体的な取組としてここに入れたということがあります。本日ご意見をいただく中で、基本項目にも入れるべきであれば検討したいと思います。また、基本項目1-1の在宅福祉サービスの充実を高齢者福祉サービスと表現したことで、何のことかわからないというご指摘ですが、これもおっしゃる通りかと思いますので、ご検討いただく中で在宅という言葉は削らない方がよければそのようにしたいと思います。

会長

議論がどうかみ合っているかわかりづらいところがあるでしょうが、何かありますか。

成瀬委員

1－1は在宅という言葉を残した方がよいというのが私の見解です。2番目の点については評価も含めて難しいところがありますので、概要版にもあるように計画の基本理念の所にその旨を挿入することで尊重しますよと。次回の具体的な施策については認知症の所からとっかかりますという形でもよいと思います。

会長

重点施策が4つあり、さらに事業計画を出していただいています。微妙に目標水準が揺れているような感じがします。一つは在宅を残すかどうか。高齢者の自己決定という点では、在宅かどうかという次元とは違うものがあると思います。皆さんご意見はありますか。個々の施策の中で、その議論が具体化されればという点もありますので、ここはいったんこのままとします。では、これで議題はすべてになるでしょうか。資料の1－2、1－3について説明があって進んできましたが、もう少し個々の委員からご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、本日の獲得目標というか、次の第9期の介護保険の骨子に関して、だいたいの提案があった骨子のスタイルで進めていくということによろしいでしょうか。何か意見はないですか。それでは、他にご意見・ご質問が無いようでしたら、ここまでで審議は終了したいと思います。それでは事務局、お願いします。

事務局

それでは骨子についてはこれで承らせていただきます。1件、本日追加で配付した資料について、地域包括支援センター運営協議会の案件ですが、委員が共通ですので事務局よりご説明します。

事務局

お手元に追加配布した資料「主任介護支援専門員の離職に伴うなかよし地域包括支援センター業務について」をご覧ください。急に決まった件ですので、次第等に乘せられていませんが、地域包括支援センター運営協議会の案件として開かせていただきたいと思います。みよし市地域包括支援センター運営協議会の所掌事務として、今回の職員の離職に伴う対応については、この中の第4項でご報告する案件となっていることからご説明します。

なかよし地域包括支援センターについては、社会福祉法人みよし市社会福祉協議会に運営委託して平成29年度より運営しております。こちらの地域につきましては、高齢者人口が3000人を超えておりますので、いわゆる三職種、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士をそれぞれ配置しなければならないという配置基準になっています。資料タイトルにありますように、急遽主任介護支援専門員が9月30日をもって退職するということがわかりました。これにつきまして、運営する社会福祉協議会と協議を重ねてまいりましたが、主任介護支援専門員の資格を持つ職員を確保することは、急遽ではなかなか難しいという報告を受けております。ただ、幸いにも今年度の採用試験を受けた者の中で、来年入職を予定している者で主任介護支援専門員の有資格者が

おり、そのものが2月には間に合うのではという報告を受けていることから、9月末から2月までは主任介護支援専門員が不在になるという状況であります。このような職員に関する重要な事項は地域包括支援センター運営協議会に報告することとなっていることから、本日は社会福祉協議会からの資料を配付し、皆様にご報告するものです。説明は以上です。

会長

今の説明についてご質問などがありますか。

酒井委員

私の所ということで、急遽という話であり、すぐに対応できればよいのですが、出来るだけ前倒しして対応できるようにしたいと思います。ご理解いただければ幸いです。

会長

人事について公的な認証が必要というものではないですね。

酒井委員

特にその必要はないです。

会長

ほかに質問はありますか。特になければ、後でまたこれはどうだと言ったご質問があるかもしれませんが、本日の会議はこれで終了としたいと思います。第9期の計画を豊かなものにできるよう頑張っていきたいと思います。それでは事務局、お願いします。

事務局

次回の会議につきましては、11月14日火曜日午前10時30分から、6回の601・602会議室での開催を予定しております。また案内をお送りいたしますので、ご予定いただければと存じます。

皆様のご協力によりスムーズに協議が終了いたしました。ありがとうございました。

最後に、礼の交換をしたいと存じますので、ご起立をお願いします。

【一同礼】

【閉会】

以上。